

食品安全委員会第65回会合議事録

1．日時 平成16年10月14日(木) 14:00～14:52

2．場所 委員会大会議室

3．議事

- (1) 日本における牛海綿状脳症(BSE)対策に関する意見交換会について
(食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省からの報告)
- (2) 日本における牛海綿状脳症(BSE)対策の強化に関する検討状況について
(厚生労働省、農林水産省からの説明)
- (3) 食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取について
・特定保健用食品2品目に関する食品健康影響評価
(ヒアロモイスターS、タケダ健茶園TACC茶)
- (4) その他

4．出席者

(委員)

寺田委員長、小泉委員、坂本委員、寺尾委員、中村委員、見上委員

(説明者)

厚生労働省 松本大臣官房参事官

農林水産省 姫田消費者情報官

(事務局)

齊藤事務局長、小木津総務課長、村上評価課長、藤本勧告広報課長、

杉浦情報・緊急時対応課長、西郷リスクコミュニケーション官、富澤評価調整官

5．配布資料

資料1-1 「中間とりまとめ」に関する意見交換会で寄せられた主な意見等

資料1-2 国内のBSE対策に関するリスクコミュニケーション概要

資料2 特定保健用食品許可申請食品に係る食品健康影響評価に関する審議結果に

ついて

6．議事内容

寺田委員長 それでは、ただいまから「食品安全委員会」の第 65 回会合を開催いたします。

本日は、6名の委員の方が御出席でございます。また、厚生労働省から松本大臣官房参事官、農林水産省から姫田消費者情報官に御出席していただいております。

それでは、本日の会議全体のスケジュールにつきましては、お手元でございます食品安全委員会第 65 回会合議事次第というのを御覧ください。

資料の確認をお願いいたします。

資料 1 - 1 が『「中間取りまとめ」に関する意見交換会で寄せられた主な意見等』。

資料 1 - 2 が「国内の B S E 対策に関するリスクコミュニケーション概要」。

資料 2 が「特定保健用食品許可申請食品に係る食品健康影響評価に関する審議結果について」でございます。

お手元に資料ございますね。

それでは、議題に入らせていただきます。日本における牛海綿状脳症（B S E）対策につきましては、9月9日にその中間とりまとめを厚生労働大臣、農林水産大臣に通知してから約一ヶ月が経過いたしました。

本日は本件に関する意見交換会の状況と、その検討状況につきまして報告をいただきたいと思っております。まず当委員会主催の意見交換会については事務局から、リスク管理機関主催の意見交換会については農林水産省から、その検討状況につきましては、厚生労働省からお願いします。

なお、御意見、御質問につきましては、議事は（１）、（２）となっておりますが、すべての報告が終了しました後に併せてお願いしたいと思いますが、よろしゅうございますか。

事務局の方、それではよろしくをお願いいたします。

西郷リスクコミュニケーション官 それでは、食品安全委員会主催のリスクコミュニケーションの御報告を申し上げます。

資料 1 - 1 を御覧いただきたいと存じます。御案内のとおり食品安全委員会は昨年 8 月に一番最初の専門調査会としてプリオン専門調査会を設置して、それ以来、我が国におけるいわゆる B S E 問題について議論を進める一方で、ホームページへの資料のアップや講

演会の開催などしてBSE関係情報の提供に努めてきたところでございます。本年7月16日にプリオン専門調査会で、いわゆるたたき台といったものが議論されて以来、この問題に限りましての意見交換会などを各地でやってきたところでございます。

資料1-1の一番最後の紙、別表というのがございますが、見ていただきますと、どこでいつやったかというふうなことがおわかりいただけるかと思えます。左側の方が食品安全委員会の主催でございまして、右側の方に管理省庁に主催いただいております。これらの意見交換会、当然、当方の主催いたしましたものについては各委員、あるいは専門委員の方に御出張いただきまして、御説明いただいて意見交換に加わっていただいております。

また、リスク管理省庁主催のものにつきましても専門委員、または事務局が参加させていただきますと、中間とりまとめに関して御説明を行ったところでございます。

正面に戻っていただきまして、どのような議論になったかということについて簡単に御紹介申し上げたいと思えます。

幾つかに分けて、資料に基づいて御紹介申し上げますと、最初1ページ「1.『中間とりまとめ』のタイミングなどについて」、とりまとめの性格につきましても議論が1つございました。

ここにございますように、左側に意見がございまして、要するに今、騒がれております米国産の牛肉の輸入再開のためにこの時期に中間とりまとめを行ったのではないかというふうなことが消費者、あるいは生産者の方から各会場で出されております。

これにつきましては、何度も申し上げますけれども、委員会では、アメリカの牛肉にBSEが見つかる前から、去年の8月からいろいろもう検討してきたところであるけれども、特に2月からはいろいろ科学的な議論を開始して、いろいろな総合的な情報収集をして行ったところだということでございます。

今回のものについては、基本的には国内のBSE対策についての検証を行ったものであって、アメリカのことを議論していることではないし、ましては輸入再開についての議論などは行ってないという御説明をしておるところでございます。

それと次でございますが、これはプリオン専門調査会のとりまとめの内容が、9月9日に委員会に上がるまでの手続の中で、全頭検査を見直す方向で改変が行われたのではないかというふうなことが、いろんな報道ぶりなどから消費者の御懸念がありました。

これにつきましても、随時、御説明申し上げているところでございますけれども、既に検査に限界があることから、検査について見直しを行ってもリスクは変わらないといった

ようなことについては、プリオン専門調査会では特に異論はなかったという、了解をいただいたということがございます。

なお、表現については最終的には専門調査会で座長に一任ということで、座長が座長代理とも相談の上につくったというふうなことになっていて、食品安全委員会では異論なく、修正なく議論がされたというのが経緯でございます。

次でございますが、めくっていただきますと、中間とりまとめの内容が非常に難しくてわからないというふうなことが寄せられました。

これは、中間とりまとめにかかわらず食品安全委員会の評価につきましてはよく言われることなのでございますけれども、その都度御説明には努めているところでございますし、特に今回につきましては、そこに書いてありますように、東京、大阪、名古屋、岡山、福岡、札幌とかで、実際に議論した専門調査会の方々からの御説明とか、それから先ほど申しましたように、管理省庁のリスクコミュニケーションの場にも御説明に上がったりとか、あるいは委員会の季刊誌にBSE特別号というのを最近作りまして、それを今、あちこちで配布しているというところがございます。その内容につきましてはできるだけわかっていただけるように努めているところでございますけれども、今後ともいろいろこれは努力しなければいけないところだと考えてございます。

次に「リスク評価」についての御意見でございますが、ここに書いてございますように中間とりまとめでは、我が国における変異型クロイツフェルト・ヤコブ病の患者の発生予測について0.1から0.9人という試算を載せていただいているわけでございますが、この数字が一人歩きをしてはいけないのではないかというふうな御指摘がございました。

勿論、とりまとめにおいても当然のことながら、これは100%解明されていることではないわけでございますので、プリオン専門調査会での検討でも詳細な記述は本文に残してあるけれども、結論部分では記述しないということとされたということでございます。

次に「BSE対策について」でございます。

基本的に対策については、最終的にどうするかということは、勿論、リスク管理省庁が御判断になることでございますけれども、いろいろな御意見がありました。

まず「検査」につきましては、いわゆる特定部位(SRM)の除去対策ではリスク低減が不十分なことから、全頭検査を継続すべきと。

それから、いろんな理由がございまして、全頭検査をとにかく継続すべきという御意見が多々ございました。

これにつきましては、中間とりまとめについては、要するに今はSRMの除去と検査に

よって効率的にリスクは排除されております。ですから、検出限界以下、これは引っかけられないわけですから、それを検査対象から除外するとしても、ほかの措置を変えなければ、それによってリスクが増えることはないんだというふうな整理をされたわけでございます。

これを踏まえて国内措置がどういうふうになるかにつきましては、今後の検討ということになるわけでございます。

以下、同じようなことでございますが、検査をしたからといって、今度は安心してはいけないのではないかと。逆に言うと、検査では感染していても引っかけられないことがある。検査をしていけば安心するということではいけないのではないかとということについて、食品関連事業者の方から、あるいは消費者の方からもご意見をいただいております。

これについては、また同じでございますけれども、基本的にはSRM除去と検査によって両方でやっているんだというふうなことが中間とりまとめでは考えられているといったことでございます。

それから、一方、事業者の方々の御意見ですけれども、要するに変異型のvCJDのリスクの低減を検査でもって図ろうとするのは、350万頭中十数頭ということであれば、非常に非効率であるので検査はサーベイランスを目的としたものに限定すべきであるというふうな御意見もございました。

勿論、検査はサーベイランスの目的でも行われているわけでございますが、同じことの繰り返しになりますが、「中間とりまとめ」では、人へのリスクについてはSRM除去とBSE検査両方によって効率的に排除されていると考えるのが適当というふうなことで整理しているということでございます。

それから、これはちょっとまさに中間とりまとめと離れる話でございますが、よく最近全頭検査を見直すのではないかとというような議論があるわけでございますが、こういった場合について自治体の方からのご懸念で、自治体が自主的に一次検査をする場合、陽性が疑われたときは確定診断は自治体ではできないから国でちゃんとやれというふうな御意見がございましたが、これについても基本的な考え方としてはSRM除去、検査両方で成り立っているというのが中間とりまとめでございますけれども、これについては管理省庁にお考えいただくお話かなというふうなことでございます。

それから5番目につきましては、20ヶ月齢で仮に線引きされた場合、単独で都道府県ごとに検査をするしないで対応が異なる場合、結果として二重基準ができてしまうのではないかと。そういうことを国が認めるのかというようなことでございますけれども、この辺につきましては、リスク管理省庁でお考えになるというふうなことなのかなと思っております。

す。

次に一番最後の北海道で出たご意見でございますけれども、特に 20 ヶ月以下で出荷されることの多い肉用ホルスタインの雄牛については、ほとんど未検査になってしまうということになるのかと。そうすると、そういった検査済みのものと未検査のものが市場に出て、また消費者が混乱するということが起きるのではないかという御懸念が寄せられております。

これにつきましても、リスク管理措置の中でうまくお考えいただくことかなと思ってございます。

続きまして、次に「特定部位（SRM）の除去」といったことにつきましても、と畜の管理の問題、ピッシングとかスタンガンの使用といったことについて若干不安があるので改善してほしいというふうな御意見がございました。

中間とりまとめの中には、いわゆる交差汚染を防止することは非常に重要だということで、その防止のための仕組みをちゃんと構築するべきであるというふうな整理をしてあるということございまして、これについてリスク管理省庁にお考えいただくということになっているということでございます。

それからもう一つは、SRMを取り除けばいいというけれども、SRMというのは年々、範囲が拡大しているのではないかと。そういった点では、今の除去では不十分となっていくのではないかと御意見もございました。

これについては、既に今のところ異常プリオンタンパク質の 99% が今、SRM に集中して蓄積されているということがわかっているということで、SRM 除去が一番有効だということになっているわけでございますが、それで当然のことながら、引き続き適正な SRM 除去をすることが必要だということが、中間とりまとめで指摘されているわけございまして、これにつきましてもリスク関係省庁にお考えいただくというふうなことになることになってございます。

あと、SRM 除去について、背根神経節の除去などに対応できておらず、欧米と比べて日本の SRM 除去は不十分なのではないかというご意見につきましても先程と答えは同じになるわけでございますが、特に背根神経節については既に食用での利用は禁止されているということは付け加えております。

それから、もう一つ SRM の除去というのが一番効果的だということをまず第 1 番に認識すべきであるというふうなことが事業者の方から寄せられております。

これにつきましても、検出限界以下の牛を検査対象から除外しても、SRM 除去を変更

しなければリスクは増加しないと考えられるというふうなことを述べているわけですが、リスク管理省庁で対応策は検討いただくというふうなことかと思えます。

あと、「飼料規制」でございますが、飼料規制後に出生した牛の中で感染したものが見つかったことから、今の飼料規制は不十分なのではないかといったご意見につきましても、飼料規制について実効性が保証されるようにチェックを引き続き行うことが重要というふうな指摘が中間とりまとめにおいてされております。

国内での発生の原因究明がまだできていないのに、規制を緩めるのはけしからんというふうな御指摘もございました。

これについても、当然のことながら 100 % 解明されていないということ踏まえ、当然原因などわからない中で議論は進められてきたわけですが、本件取りまとめについては、現在わかっていることを評価する中間評価ということになっているんだということでございます。発生原因に関しましては、現在農水省の疫学検討班が引き続き分析を行っているということ承知しているところでございます。

それから、もう一方で、あるいは非常に厳しい飼料規制の中で資源の有効利用の観点から、肉骨粉の肥料・飼料規制については少し見直してほしいというふうな御意見もございました。

これも実効性を保証するチェックが必要だという文脈で検討されるべきものでございませぬけれども、具体的には科学的に安全性が確認され終わってから、順次利用が再開されているものもあるということも挙げさせていただいております。

最後に「その他」ということでもございますけれども、どこの会場でも非常に不安が示されたのは、プリオン病というのは1回かかったら今のところでは治らないんだと。なので、規制とか検査とか緩めてはいけないというふうな御意見もございましたけれども、これは中間とりまとめの考え方でもございますけれども、ここ3年間に蓄積された知見を収集・整理したものであるということでもございます。今のところ科学的に見ていると、こんなことが言えるのではないかとこのことをまとめたということで、御理解願いたいということでもございます。

それから、中間とりまとめと関係ございませんけれども、とにかく早く米国産牛肉の輸入を再開してほしいという御意見もございましたけれども、これは食品健康影響評価でございますので、今のところ輸入とは直接関係ございませんが、もし、解禁するとすれば当然のことながら食品健康影響評価を行うことが必要となるということでもお答えしてきたところでございます。

長くなりましたが以上です。

寺田委員長 どうもありがとうございました。

先ほど申し上げましたように、では、引き続きまして管理省庁の方からリスクコミュニケーションのお話をお願いします。

姫田消費者情報官 農林水産省の消費者情報官の姫田でございます。

お手元の資料 1 - 2 に基づいて御説明いたします。

「国内の B S E 対策に関するリスクコミュニケーション概要」というペーパーでございますが、食品安全委員会が 9 月 9 日に了承されました中間とりまとめを受けまして、厚生労働省と農林水産省が全国 7ヶ所、東京、神戸、札幌、熊本、金沢、仙台、名古屋で管理方法の見直しの方向について消費者、生産者、食品関連事業者などとの意見交換を行うために、食品に関するリスクコミュニケーションを実施いたしました。意見交換会におきましては、さまざまな意見が出ました。

それで、まず 1 つは意見交換会においては食品安全委員会の方から中間とりまとめの概要を、そして私どもの農林水産省の方から「牛の B S E 根絶のための飼料規制について」。そして、厚生労働省の方から「牛肉の B S E 対策について」というようなことで説明をして、その後、意見交換をしております。

まず「飼料規制について」とそれから「と畜場における検査・SRM（特定危険部位）の除去について」2つの課題で前半と後半に分けての意見交換をしております。

「飼料規制について」は、輸入飼料の原料についても、データの情報の改ざん防止、あるいは追跡などができるようにしてほしいというようなこと。

肉骨粉以外の原因究明をすべきではないかということで、肉骨粉以外の原因があるのではないだろうかというような御意見もございました。

あるいは、これは現在すでにやっていることなんですけれども、飼料製造業者への抜き打ち検査を行うとともに、生産現場での交差汚染防止対策が重要であるというような御意見をいただきました。

また「と畜場における検査・SRM（特定危険部位）の除去について」は、検査についての御意見がかなり多うございました。それで、全頭検査についての継続と、それから見直しという大きな2つの御意見をいただいております。

特に最初の消費者、生産者を中心にSRMの除去、飼料規制が完全ではなく、リスク低減のために全頭検査が必要と言っており、報告書を尊重するのであれば、全頭検査を続けるべきというような御意見がかなり多くいただいております。

あるいは、BSE感染牛はほとんどが乳牛であると。また20ヶ月齢以下でと畜される牛のほとんどが乳雄であり、これを検査対象から除外するのはおかしいというような御意見。

あるいは、検査済みと検査していない牛肉が出回れば、検査していない牛肉は売りにくくなるというようなことでの生産者サイドからの御意見をいただいております。

一方「全頭検査見直し」に関する御意見として、SRM除去が基本であって、全頭検査の見直しを行うべきであろうというようなこと。

そして、全頭検査を見直して、そして見直すことともにSRM除去方法の統一と、そして、その徹底というようなこと。それについての立入検査というようなことをしっかりやっていただきたいというようなことがございました。

それから、若齢牛の検査を行わなくてもリスクが変わらないのであれば、他の対策にお金を回して、食品の安全性を向上させてほしいというような御意見もいただいております。

それから「その他」ということで、今、新聞なんかでもかなり書かれておりますが、自治体が自主的に検査を続行するというのを妨げないようにしてほしいというような御意見もいただいております。

それから「リスクコミュニケーションのあり方について」は、7ヶ所で行ったわけなんですけれども、もっとリスクコミュニケーションを十分に行って、議論を続けていくべきというような御意見をさまざまな場所でいただいております。

それから、これは当日は国内における中間とりまとめを受けての国内対策の見直しということでの御議論いただいたわけですが、それ以外のところで、やはり「日米協議との関係について」の御意見をいただいております。

これは、まず国内対策についてのリスクコミュニケーションでの意見交換をしているときに、日米協議をしているという報道が出ているのはおかしいのではないかというような御意見。

それから、米国からの輸入再開に際しては食品安全委員会に評価を依頼すべきということで、これは従来から我々が、この場でも私ども局長、あるいは厚生労働省の部長がお話しているところでございますが、そういう御意見も出ております。

それから、アメリカの牛肉を安心して食べられるような対策を講じた上で、早く輸入を解禁してほしいというようなこと。

それから、米国は牛の生年月日を特定させるシステムがない。月齢の確認ができるのかというようなことも御意見としていただいております。

このようなさまざまな御意見をいただいている今後の管理政策に、見直しに反映させ

てまいりたいと考えておるところでございます。

寺田委員長 どうもありがとうございました。

それでは、管理省庁が現在のところやっておられる検討状況につきまして、簡単にわかっている範囲内をお願いします。

松本大臣官房参事官 食品安全委員会から中間とりまとめを通知されましてほぼ1ヶ月経ちました。その間、リスク管理官庁として7回のリスクコミュニケーションに対しまして、資料1 - 2にありましたように、さまざまな意見をいただいておりますし、また、食品安全委員会としてのリスクコミュニケーションのときにもリスク管理官庁といたしまして、出席いたしまして、どのような意見がリスク管理官庁に対して寄せられているかということにつきまして、いろいろ意見を拝聴したわけでございます。

これらの意見内容を参考にしながら、今、検討を進めておるところでございます。検討がまとまり次第、こちら食品安全委員会の方に諮問をさせていただきたいというふうに考えております。

簡単でございますが、以上でございます。

寺田委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの当委員会の事務局からの説明、農林水産省あるいは厚生労働省の管理機関からの説明につきまして、何か御意見あるいは質問などございましたら、どうぞ。

小泉委員 毎回いろんなところへ出席させていただいているときに非常に感じますのは、やはり消費者の方が少ないということなんです。昨日も61名の中で消費者が10名で、多くて1割~2割ということで、やはり消費者を重視するのであれば、もう少し何らかの形でせめてリスコミの意見交換会には半分ぐらいの方が何とかして集まっていただくということを検討すべきではないかと思えます。

と言いますのは、いろいろ意見交換会の中でやっていると、こちらもある決められた時間なので説明不足であり、向こうも聞いて不消化状態という感じがします。消費者がたくさんおられて非常に活発な意見・討論ができればと思えます。

以上です。

寺田委員長 どうもありがとうございました。ほかに何かございますか。

寺尾委員 結局、今、消費者の方の参加が少ないというのは、どうもお知らせの期間が余りにも短過ぎて、情報が徹底していないというところがあるんだろうと思うんです。

地方に行ってやる場合にはいろいろ難しい問題があると思うんですけれども、何か考えた方がいいですね。もう少し長い期間をかけてやりますよということを知らせるような手

段を考える必要があるんじゃないかと思います。

寺田委員長 ほかにございますか。

中村委員 いろんな御意見の中で、なかなかコミュニケーションが難しいという点、勿論、幾つかあるんですけども、私自身が説明する上でよほど丁寧に時間をかけてやらないと難しいんじゃないかということ、最近私が感じているのは3つあるんです。ほかにもっとあると思うんですけども、特に印象に残っているのが3つあるんです。

1つは、全頭検査をもし見直すということになると、全頭検査を続けてだれが困るのか。なぜ全頭検査を見直すのか。この説明が難しい。ひとつ要素としてあるのは、それだけのコストがほかのところに回せれば、もう少し食品全体の安全管理に役立つのではないかということが1つある。

それに関連して、人手がそれだけかかっているわけですから、それをほかのところへ回すということはどうなのか。

もう一つは、国際的な基準というのがあるって、日本だけが全頭検査というのは、欧米とかほかの国のやり方に比べて、本当に正しいのかどうかという考え方はありますね。それによってデータも集まるし、それはそれで正しいという意見もあるわけです。ここは説明をするのに非常に難しいというか、いろんなことを時間をかけてやらないと、なかなか理解をされないというのが1つです。

もう一つは、評価と管理ということに関して、特に中間とりまとめの報告書が出てから20ヶ月というところで、それ以下の異常プリオン蛋白質は検出が非常に難しい。困難であるということを報告書では言っているわけで、食品安全委員会は20ヶ月以下は検査しなくてもいいですよということは一言も言っていないわけです。言っていないけれども、普通に読めば、そういう報告書を出せば、管理部門はそれを踏まえて、では、20ヶ月は検査から除外しても大丈夫じゃないかと判断するだろうというのは、これは普通マスコミでなくとも感じる事だと思っんです。そこのところをどういうふうに整理して言うのかというのは1つ。

実は国内のことだけではなくて、これから先アメリカとの関係でも恐らく出てくるだろうと思っんです。そういうのをどういうふうに整理をして、説明するかというのが2点目です。

3点目は、割合大事なのは、v C J Dの発生確率を一応本文の方では出しているわけです。先ほどの意見などで聞いても、数字が一人歩きする心配がある。これはあくまでもイギリスでの発生シミュレーションを日本に当てはめてやっただけで、これが一人歩きす

るのは困る。それは余り焦点を当てない方がいいというような意見がある。

これはむしろ私はそういう数字は、一人歩きという言葉がいいか悪いかは別ですけども、もうちょっと丁寧に説明をする方が、一人歩きということではなくて、必要なのではないかという気がして、いろんなものを何回もやっている、大体どこでも出てくる意見、それに対する答えというのは、どこでも繰り返されるようなやりとりだと思うんです。それはそれで何回やってもいいとは思いますが、例えば今申し上げたようなことに、少しその部分は若干時間をかけてもいいから、Q & Aで理解をしてもらおう。わかりにくい所に重点を置いて理解をしてもらおうというか、むしろ理解するのが難しいという意見について行政側が理解をするという手順。何か問題提起みたいなことばかりやりましたけれども、では、どういうふうにお前はそれを処理するのかと言われても、急には答えがないんですけども、そういう印象を最近受けています。感想で申し訳ないです。

寺田委員長 どうもありがとうございました。大変貴重な感想でございまして、何かございますか。

寺尾委員 今の中村先生のご意見を聞いて感ずるんですけども、リスクコミュニケーションで中間とりまとめだけを我々、専門委員会の方に説明してもらって議論していると、確かにお聞きになっている方は非常にわかりにくいかもしれません。ですから、もっといろいろな国の管理の状況とかを全部ひっくるめて、日本の立場がどういう立場であってというところから全部を説明しないと、なかなか正確な理解は得られていないような気がしますから、今は中間とりまとめをよく理解してもらおうという意味でやってきたわけですけども、もう少し広い視点で説明していった方が理解してもらえるかもしれません。

寺田委員長 何かほかにもございますか。

今、言われたように、これはいつも問題になって、2の方の文章は、どうしても、ぎりぎりのところを書いてあるんです。要するに、20ヶ月以下では見つからないという事実を書いてある。これは量の問題だから、それ以下のものも将来見つかるかもしれないけれども、オーバーオールとしたら、リスクはこんなものですよという話と一緒に話としてしなくちゃいけないんです。しかし、最後の結論のところには書かないという話のV C J Dのリスクが、規制のないときのイギリスの数を直にこちら側に持ってきた話で、比例計算で非常に単純な計算をした結果としての数ですが、1.2億人のうちの0.1~0.9ということです。それが例え2倍、3倍のリスクがあっても、大切な話だと思う。それがなくなかなか全部が検査の話に行ったりしてしまい、SRMの話に焦点が行かないのです。

これをもう少しいろいろな立場の計算方式を用いて、規制のあった後のV C J Dがどのく

らの可能性があるのか出ればと思います。確かに恐ろしい病気ですし、いろんなことを考えてやらなければなりませんけれども、今の状態ではこんなものだというのをもう少し数字を出してやられると思います。数字が一人歩きと言われたのですが、逆の意味で、こういう仮定の条件下ではリスクはこうだということを丁寧に説明するのが第一かなと思います。

勿論、説明してある方向にもっていか、そんな話では全くないんです。しかし、いろんな孤発生の人間が運命として持っているCJDの病気の確率だとか、どういうものであるかということもきちっと開示していく必要があります。国民の皆様のご理解には時間がかかるなという感じがします。また、こういうのを予断を持ってやってはいけないんですけれども、今後とも丁寧にやっていく必要はあるなかなという感じはしております。

これは国内対策の評価だと幾ら申しても、大部分の方はわかって頂けるとは思いますが、それでも時期的にアメリカとの交渉が目の前にあります。その事実がこの中間とりまとめは、この日本国内の対策の評価だけですけれども、それはアメリカとの交渉とは全く関係ないということではなくて、関係は確実に間接的にあるわけです。これから多分諮問のあるアメリカはアメリカとしての評価をきちっとやらなくちゃいけないという意味で、そのときには日本のこのBSEの管理規制が今のまま残るのか、変わるのか、それによって、日本と同じような安全対策でダブルスタンダードはいけないからということになります。皆さん同じように理解されていると思いますけれども、なかなか時期がオーバーラップしてしまって、日本のもので米国の評価を極端に言えばこれは関係ない、違うんですよと言っています。しかし、現実には米国そちら側の話もあることはあるんで、消費者の方とか生産者の方もそれを頭の中に置きながら質問をされているんだなという感じがします。

ほかにございませんか。資料1-1の今、事務局の方から説明のありましたように専門調査会の中間とりまとめは最終的に公表されるものではないという話がちょこちょこ出ていますが全く不思議でよくわからないのです。私は専門調査会にも出席していましたが、議事録を見直したって、何見たってわかりません。専門調査会に記者会見の場でやりとりの中で話があったとかは聞いています。しかし、専門調査会では最終案を専門委員の先生方は、座長、座長代理に相談の上、一任しますということになっていまして、それで相談されて、当然そのときには事務局も入られて、その後、こういう案だということになりました。それを専門委員の先生に配って、了承を取って、私共の親委員会に上がってきました。親委員会では専門委員会の先生からこういうふうに変えてくれとか、座長、あるいは

座長代理からこういうふうに変えてくれということは全く聞いておりませんし、後からもこの件について座長・座長代理の方に電話で確認を取りましたけれども、そんなことはしていないということです。これで結構ですと了承をとれたものですので、こういう話が出てくるのはよくわからないんです。何か委員の先生、聞いておられますか。

ないですね。これはこういうことを言われますと大変残念です。私共はできるだけこの委員会を公明性、透明性を持って、みんな前でやって、本当のことを言いまして、少々皆さんもきついでしょうけれども、透明性、独立性というのは科学性以外のところで大事なキーワードなので、随分気を使ってやっているわけなんです。どこからどう見たって、途中でどういう話があったかもわからないけれども、公の場でやったこと、それから事務上、手続上、何の問題もないと思うんですが、こういうのは管理官庁からこう言われたから、そういうふうによれといわれること全くありません。こういう話が出た最初は何の話か全くわからなかったんです。どうもこうして繰り返し繰り返し出てくるところを見ると、そういうことを頭に置いて言っておられるのかと思うようになりました。それは非常に不本意なことで、大事なことなので、わざわざこのことを申し上げたかったんです。これは是非、そんなことではないということを委員の先生もそうですけれども、世の中の人によくわかっていただきたいと思います。

ほかにありますか。なかなかいろんな御意見がありますが、別にないですか。

それでは、これで紹介ということですね。どうもありがとうございました。

これは確認なんですけれども、字句のことで「てにをは」の話が出てきまして、神経質になり過ぎなのかもわかりませんが、2ページの「2．リスク評価について」、答えのところで、「本文における詳細な記述は参考として残すが、結論には反映しないこととされました」。参考として残すというのは発言があったわけですか。これはたしかに山内先生が一人歩きしてはいけないと、それも私はごもっともだと思ったんですが、結論のところには載せなくても、本文の中には残すという話だったんです。参考としてという言葉が議事録に入っていますが、言葉を言うときにはそんなこといちいち考えなくて言うんだらうと思うんですけれども、そういう話が出てくるものだから、また、確かめておいてください。

村上評価課長 この部分は山内先生にも確認をして、このように御発言になったということです。議事録については事務局でもう一度確認を取ります。

寺田委員長 参考として残すというのと、結論には反映しないというのが、そういう言葉になって、皆さんがあそこで了承された言葉なのかどうか知っておきたいと思います。

事実はどうだったかということだけは確認しておいていただきたいと思います。

ほかに何かありますか。ないですね。

これからの諮問、答申という過程におきましても、いろんな御意見、この委員会に寄せられた御意見、あるいは管理側に寄せられた御意見を参考にしながら審議をしていきたいと考えております。

参考までにこの資料 1 - 1 はプリオン専門調査会の先生方にはお渡ししてあるんですか。
西郷リスクコミュニケーション官 はい。

寺田委員長 どうもありがとうございました。

それでは、次の議題に移らせていただきます。

「食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取について」でございます。特定保健用食品 2 品目に関する食品健康影響評価につきましては、専門調査会における審議・情報、意見募集の手續が終了しておりますので、事務局から説明をお願いいたします。

村上評価課長 それでは、資料 2 に基づきまして、御説明をさせていただきます。

1 ページに書いてございますように 2 品目「ヒアロモイスチャー S」と「タケダ健茶園 T A C C 茶」という 2 品目について、後ろから 1 枚めくっていただきますと、これまでの経緯がそこに書いてございます。この 2 品目について、審議の経緯についてそこに書いてございますので、簡単に申し上げますと、「ヒアロモイスチャー S」につきましては、平成 15 年 12 月 24 日から 4 回にわたって御議論をいただきました。

「タケダ健茶園 T A C C 茶」につきましては、本年 1 月 30 日から 3 回にわたって御審議をいただきまして、9 月 9 日の食品安全委員会に新開発食品専門調査会としての結論の案をお諮りをして、その日より情報・意見の募集をしてもよろしいかということをお伺いいたしまして、お許しをいただきましたので、9 月 9 日から 10 月 6 日にかけて意見・情報の募集を行ったところでございます。

結果から申し上げますと、これらについては、意見・情報はございませんでした。本品につきましては、一応御説明しておりますので、簡単にかいつまんで御説明をさせていただきますが、1 枚めくっていただきまして、資料 2 の 1 ページ、「ヒアロモイスチャー S」は、キューピー株式会社が申請したものでありまして、関与成分としては鶏冠由来のヒアルロン酸でございます。カプセル形態の食品ということで、「肌の乾燥が気になる方に適している」ということを標榜して売りたいというものでございます。

関与成分の量は 1 日当たり 120mg ということでございまして、ヒアルロン酸それ自体は食品中に相当広範に含まれるムコ多糖類の物質でございますので、これは食経験という意

味では問題ないだろうという御判断でございました。

「肌の乾燥が気になる方に適している」ということを標榜してもいいかどうかというのは、有効性に係る判断でございますので、この部分については、当委員会の所掌ではないということで、2ページの「4．安全性に係る審査結果」の1行前に書いてございますが、本食品の有効性に係る試験については評価していないということが念のため書き込まれております。

議論の中ではヒアルロン酸それ自体がそのものの形で皮膚に移行するというのは考え難いのではないかと御意見もございましたけれども、少なくともヒアルロン酸自体が食品中にも広く含まれるということから考えて、この摂取量では安全性に問題はないだろうという結論になっております。

2ページに「その他」というところがございますが、医療目的でヒアルロン酸ナトリウムにつきましては、眼内レンズ装着術とか、変形性膝関節症の疼痛の寛解を目的として関節内に投与をするということが行われておりまして、非常にまれにヒアルロン酸に対する抗体を有する方がおいでになるということが報告をされているところでございます。

専門調査会ではこのことに基づきまして、安全性に係る審査結果の後半部分に念のためということで、なお書きでございますが、既にヒアルロン酸に対する抗体を有する人が本食品を摂取した場合、急激なアレルギー反応を起こすとは考え難いが個人差があることも考慮して、その旨注意喚起の表示を行う必要があると考えるということが付け加えられております。

安全性に係る審査結果といたしましては、その前段にございますように、適切に摂取される限りにおいては安全性に問題はないと判断されるということでございます。

もう1品目「タケダ健茶園TACC茶」につきましては、TACCというのが関与成分でございますので、Tはチアミンの頭文字、それからAがアルギニンの頭文字、Cがカフェインの頭文字、もう1つのCがクエン酸の頭文字ということでTACC茶というものであります。

粉末清涼飲料形態ということでございますが、「体脂肪や中性脂肪が気になる方に適している」ということを標榜して売りたいということで、武田食品工業株式会社から申請のあったものでございます。

それぞれの成分の一日当たりの摂取目安量は、ビタミンB₁にして1.1mg、アルギニンについて1240mg、カフェインについて52mg、クエン酸について540mgとなっておりまして、これらの成分に関する食経験について専門調査会において検討した限りでは、ビタミ

ンB₁の摂取量、アルギニンの摂取量、クエン酸摂取量については、通常の1日当たりの摂取量の範囲に収まっているだろうということでございます。

カフェインは4ページの真ん中辺りにございますが、カフェイン自体は薬効成分でございますけれども、カフェインは一般の食品中にも広く含まれているものでございまして、インスタントコーヒー、あるいは普通のコーヒー等には、1杯当たり大体150～200mg程度のカフェインが入っております。本品の含有量は1日当たりの量として52mgということでございますので、これにつきましても、特に問題はないだろうという結論でございました。

それらのことに基づきまして、安全性に係る審査結果につきましては、食経験、及びヒト試験の安全性に係る内容を審査した結果、適切に摂取されるに限りにおいて安全性に問題はないと判断されるということになったものでございます。

これらの結果に基づきまして、10月12日付けで新開発食品専門調査会座長より食品安全委員会委員長あて御報告がされたものでございます。

よろしく御審議をお願いします。

寺田委員長 どなたか御意見ございますでしょうか。これはパブリック・ヒアリングが終わったものですね。タケダのTACCもなかったわけですか。

村上評価課長 両方ともありませんでした。

小泉委員 今の段階でお聞きするのは申し訳ないんですが、3ページのTACCの中のカフェインなんですけれども、いわゆるTACCに入っているのは、抽出物のカフェインで、その5行ほど下に医薬部外品のドリンク剤には無水カフェインと書いてあるので、同じようなmgとして換算してはまずいですね。

村上評価課長 そのとおりでございます。もし換算するのであれば、カフェイン当たりということで換算をしなくてはならないと思います。ここでは無水カフェインとしての含有量はドリンク剤の中にこの程度あるという記述でございまして、これをもって50と52を比べてという御案内をしたというよりは、むしろいろんなところに使われているということの例示として、ここに書いてあるということであろうかと思っておったものです。

寺田委員長 ほかにございせんか。

それでは、この特定保健用食品2品目、「ヒアロモイスターS」「タケダ健茶園TACC茶」につきましては、新開発食品専門調査会における結論と同じになりますが、適切に摂取される限りにおいては安全性に問題はないと判断されるということでよろしゅうございますね。どうもありがとうございました。

それでは、このほかに議事はございますでしょうか。

小木津総務課長 特にございません。

寺田委員長 それでは、これで本日の委員会のすべての議事を終了いたしました。

そのほかに何か委員の先生、ございませんね。それでは、食品安全委員会第 65 回の会合を閉会いたします。次回の委員会につきましては、10 月 21 日木曜日、14 時から開催いたします。

なお、10 月 18 日月曜日 14 時から新開発食品専門調査会が非公開で開催。

同じ 10 月 18 日の 15 時からリスクコミュニケーション専門調査会が公開で開催。

10 月 19 日火曜日 9 時 30 分からは、汚染物質専門調査会が公開で開催。

10 月 20 日水曜日 14 時から、動物用医薬品専門調査会が非公開で開催される予定になっております。

なお、汚染物質専門調査会では、佐藤座長から「セイシェル小児発達研究」について、疫学的なメチル水銀の話です。

それから、秋田大学医学部の村田教授から「フェロー諸島の前向き研究について」及びベンチマーク・ドーズ方式についての御講演をいただくことになっております。村田先生のフェロー諸島のことも、メチル水銀の疫学的調査で、この 2 つは相反した結果になっております。その講演をいただくことになっております。

また、10 月 19 日火曜日、13 時 30 分から「食品に関するリスクコミュニケーション - 英国における B S E 対策の変遷とリスクコミュニケーション - 」が、東京のホテルフロラシオン青山で開催される予定となっておりますので、お知らせいたします。

どうもありがとうございました。